法第　　号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
清算人氏名 代表者又は	殿

税　務　署　長
財務事務官

㊞

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第127条第　　項第　　号（法人税法第127条第4項により読み替えて適用する場合を含みます。）に該当するので、
至平成・令和　　年　月　日
事業年度以後これを取り消したから通知します。
至平成・令和　　年　月　日

（取消処分の基因となった事実）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格A4）

04.03 改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

青色申告の承認の取消通知書

1　使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「第　　項第　　号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第１項各号に掲げる取消しの基因となった事実又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第 127 条第１項各号に掲げる取消しの基因となった事実若しくは第２項に規定する取消しの基因となった事実が２以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、令和２年旧法人税法第 127 条第２項に該当する場合は、「第　　号」の文字を二重線で抹消する。 また、通算法人であった内国法人については、法人税法第 127 条第４項の規定により読み替えて適用する同条第１項各号に定める事業年度を記載する（その事業年度が同法第 64 条の９第１項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」といいます。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度となることに留意する。)。
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。